

なごみの郷看護ステーション 重要事項説明書（医療）

1. 事業者（法人）の概要

- | | |
|----------|---------------------------------|
| （１）法人名 | 社会福祉法人 正仁会 |
| （２）代表者氏名 | 理事長 二宮 正則 |
| （３）設立年月日 | 平成 12 年 8 月 1 日（社会福祉法第 32 条による） |

2. 事業所の概要

（１）事業所名称及び事業所番号

事業所名	なごみの郷訪問看護ステーション
所在地	広島県広島市安佐北区落合 5-25-8
連絡先	TEL (082) 845-7717 FAX (082) 845-7718
事業所番号	指定 第 3460290707 号
管理者氏名	中本 妙

（２）従業者体制

管理者	1 名
看護職員	12 名
うち看護師	12 名
うち准看護師	0 名

（３）営業日・営業時間

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	8:30～17:30
休業日	日曜日、祝日

※緊急時訪問看護加算を算定する利用者に対しては、電話での相談及び緊急時訪問を 24 時間体制で実施します。

（４）事業主体法人グループ理念

医療と介護の切れ目のない連携を第一に考え、地域社会に安心を提供し続けます。

（５）運営方針

事業所では、在宅で療養を希望する寝たきり、又は寝たきりに準ずる状態にある利用者や家族に対して、療養生活に必要な知識・技術の提供と指導により、利用者や家族の QOL（生活・生命・人生の質）を高められるように、訪問看護サービスの提供を行うことを目的にしております。事業の実地にあたっては、その目的と理念に基づくとともに、関係市町村、医療機関、居宅介護支援事業所、その他のサービス関係者等と

の連携を図り、より統合されたシステムとして運営できるよう努めます。

(6) サービスの方法

事業所の担当訪問看護員が訪問看護計画書に基づいてサービスを提供します。

(7) 利用料金

1.訪問看護基本療養費

R6.6.1現在

				金額	1割負担	2割負担	3割負担	算定 確認	
Ⅰ	基本療養費	イ	看護師・理学療法士・ 作業療法士・言語聴覚士	週3日まで	¥5,550	¥560	¥1,110	¥1,670	
				週4日以降	¥6,550	¥660	¥1,310	¥1,970	
		ロ	准看護師	週3日まで	¥5,050	¥510	¥1,010	¥1,520	
				週4日以降	¥6,050	¥610	¥1,210	¥1,820	
		ハ	緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門ケ ア・人工膀胱ケアに係る専門看護師	月1回を限度	¥12,850	¥1,290	¥2,570	¥3,860	
Ⅱ	基本療養費 【施設への訪問】 ※1	イ	看護師・理学療法士・ 作業療法士・言語聴覚士	週3日まで	¥2,780	¥280	¥560	¥830	
				週4日以降	¥3,280	¥330	¥660	¥980	
		ロ	准看護師	週3日まで	¥2,530	¥250	¥510	¥760	
				週4日以降	¥3,030	¥300	¥610	¥910	
		ハ	緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門ケ ア・人工膀胱ケアに係る専門看護師	月1回を限度	¥12,850	¥1,290	¥2,570	¥3,860	
ハ	基本療養費	外泊中の訪問に対し算定(※2)		月1回を限度	¥8,500	¥850	¥1,700	¥2,550	

※1 同一建物内の複数(3人以上)の利用者に同一日に訪問した場合

※2 入院中に1回(別に構成労働大臣が定める疾病等は2回)に限り算定可能

2.訪問看護管理療養費

			金額	1割負担	2割負担	3割負担	算定 確認
①	月の初日 (イ～ロの いずれか)	イ.機能強化型訪問看護療養費1	¥13,230	¥1,320	¥2,650	¥3,970	
		ロ.機能強化型訪問看護療養費2	¥10,030	¥1,000	¥2,010	¥3,010	
		ハ.機能強化型訪問看護療養費3	¥8,700	¥870	¥1,740	¥2,610	
		ニ.イ～ハまで以外の場合	¥7,670	¥770	¥1,530	¥2,300	
②	2日目以降		¥3,000	¥300	¥600	¥900	

3.加算など

			金額	1割負担	2割負担	3割負担	算定 確認
①	緊急時訪問看護加算	1日につき	¥2,650	¥270	¥530	¥800	
②	難病等複数回訪問加 算	1日に2回の場合 (1)同一建物内2人以下	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350	
		(2)同一建物内3人以上	¥4,000	¥400	¥800	¥1,200	
		1日に3回の場合 (1)同一建物内2人以下	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400	
		(2)同一建物内3人以上	¥7,200	¥720	¥1,440	¥2,160	
③	長時間訪問看護加算	90分を超える場合(対象者は※1)	¥5,200	¥520	¥1,040	¥1,560	
④	24時間対応体制加算	月1回 ※利用者の希望により	¥6,800	¥680	¥1,360	¥2,040	
⑤	退院時共同指導加算	月2回まで	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400	
⑥	特別管理指導加算(⑤に上乗せ)	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者	¥2,000	¥200	¥400	¥600	

⑦	退院時支援指導加算	退院日の訪問	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800	
⑧	在宅患者連携指導加算	月 1 回	¥3,000	¥300	¥600	¥900	
⑨	在宅患者緊急時カンファレンス加算	月 1 回	¥2,000	¥200	¥400	¥600	
⑩	特別管理加算：月 1 回(対象者は※2)		¥2,500	¥250	¥500	¥750	
	特別管理加算(重症度の高い方)：月 1 回(対象者は※3)		¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500	
⑪	専門管理加算	月 1 回	¥2,500	¥250	¥500	¥750	
⑫	情報提供療養費加算1～3	月 1 回	¥1,500	¥150	¥300	¥450	
⑬	ターミナル療養費Ⅰ	1 回	¥25,000	¥2,500	¥5,000	¥7,500	
	ターミナル療養費Ⅱ	1 回	¥10,000	¥1,000	¥2,000	¥3,000	
⑭	複数名 訪問看護加算 1日につき	看護師の場合 (1)同一建物内2人以下	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350	
		(週に1日限り) (2)同一建物内3人以上	¥4,000	¥400	¥800	¥1,200	
		準看護師が同行する場合 (1)同一建物内2人以下	¥3,800	¥380	¥760	¥1,140	
		(週に1日限り) (2)同一建物内3人以上	¥3,400	¥340	¥680	¥1,020	
⑮	夜間・早朝・深夜加算	早朝(6:00～8:00)夜間(18:00～22:00)	¥2,100	¥210	¥420	¥630	
		深夜(22:00～6:00)	¥4,200	¥420	¥840	¥1,260	
⑯	看護・介護職員連携強化加算	月 1 回	¥2,500	¥250	¥500	¥750	
⑰	ベースアップ評価料	月 1 回	¥780	¥80	¥160	¥230	
⑱	DX情報活用加算	月 1 回	¥50	¥10	¥10	¥20	

- ※1 1) 特別な管理を必要とする方(※2 ※3)・・・1回/週
2) 15歳未満の超重症児・準超重症児・・・・・・3回/週
3) 特別訪問看護指示期間の方・・・・・・・・・・1回/週

- ※2 1) 下記のいずれかの管理指導を受けている状態にある方
自己腹膜灌流、血液透析、酸素療法、中心静脈栄養法、成分栄養 経管栄養、
自己導尿、持続陽圧呼吸療法、自己疼痛の管理指導を受けている状態にある方
2) 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門または人工膀胱を
留置している状態
3) 人工肛門又は人工膀胱を留置している状態
4) 真皮を超える褥瘡の状態
5) 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

- ※3 1) 在宅腫瘍化学療法注射指導管理を受けている状態にある方
2) 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある方
3) 気管カニューレを使用している状態にある方
4) 留置カテーテルを使用している状態にある方

4.精神科訪問看護療養費

精神科訪問看護療養費				金額	1 割負担	2 割負担	3 割負担	算定 確認
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ 1 日につき		週3日	30分以上	¥5,550	¥560	¥1,110	¥1,670	
		まで	30分未満	¥4,250	¥430	¥850	¥1,280	
精神科訪問看護基本療養費Ⅱ 1日につき		週4日	30分以上	¥6,550	¥660	¥1,310	¥1,970	
		以降	30分未満	¥5,100	¥510	¥1,020	¥1,530	
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (同一建物への訪問) 1 日につき	看護師 同一日 2 人	週3日	30分以上	¥5,550	¥560	¥1,110	¥1,670	
		まで	30分未満	¥4,250	¥430	¥850	¥1,280	
		週4日	30分以上	¥6,550	¥660	¥1,310	¥1,970	
		以降	30分未満	¥5,100	¥510	¥1,020	¥1,530	
	看護師 同一日 3人以上	週3日	30分以上	¥2,780	¥280	¥560	¥830	
		まで	30分未満	¥2,130	¥210	¥430	¥640	
		週4日	30分以上	¥3,280	¥330	¥660	¥980	
		以降	30分未満	¥2,550	¥260	¥510	¥770	
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ (外泊時)		入院中に 1 回 厚生労働大臣が定める 疾病等は入院中に2回		¥8,500	¥850	¥1,700	¥2,550	

※上記の基本利用料及び加算を精算して請求する際、端数処理の關係上数円単位の誤差が生じる場合があります。
あらかじめご了承ください。

☐ 契約者は上記加算について事業者から説明を受け、指定訪問看護サービスの提供に同意しました。

5.その他(医療保険適用外)

エンジェルケア	故人様のお身体をきれいな状態に整えて、感染症を予防する死後処置をさせていただきます。	15,000円
---------	--	---------

(8) 利用料等のお支払方法

支払方法は、口座振替となります。

口座振替は1日起算で月末の締めとして翌月の26日の引き落としとなります。

(9) 訪問看護サービスの内容

- ・身体状況や病状の観察と療養指導
- ・栄養、清潔、排泄などの日常生活の援助
- ・機能訓練などのリハビリテーション
- ・認知症の方の看護とご家族への相談・支援
- ・ターミナルケア
- ・介護相談・指導、精神的支援などご家族への支援
- ・福祉用具や住宅改修のアドバイス
- ・医療処置や医療機器の管理、点滴などの輸液管理

※主治医の指示がある場合

(10) 利用にあたってのお願い

- ・保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。
- ・やむを得ず訪問予定の変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願いいたします。

(11) 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、下記の窓口で対応いたします。

常設の窓口：なごみの郷訪問看護ステーション（8：30～17：30）

TEL：082-845-7717 FAX：082-845-7718

苦情解決担当者（管理者）：中本 妙

(12) 事故発生時の対応

- 1) 事業所の訪問看護のサービス提供により、利用者の生命、身体、財産に損害を与えるような事故が発生した場合、市町村、家族代表者、主治医及び関連する居宅介護支援事業所に報告するとともに適切な処置を講じます。
- 2) 上記事故により賠償の必要が生じた場合には、損害賠償をいたします。
- 3) 万一事故が生じた場合には、その原因を解明し再発防止のための対策を講じます

(13) 緊急時等の対応

事業所では、利用者及びその家族代表者から電話等により看護に関する意見を求められたときは、常時連絡・相談ができる体制にあります。（但し、担当訪問看護員が応対するとは限りません）

なお、点滴等の医療行為には医師の診断と指示を必要とします。従いまして、営業日・営業時間外の場合は、医療行為の対応をしかねることもありますので、予めご了承ください。

(14) 損害賠償

事業所は、以下の内容で損害賠償保険に加入しています。事業所が利用者に対して賠償すべき事故が起こった場合は、誠実に対応するとともに、契約書第9条に基づき、金銭等により賠償をいたします。

加入保険名	介護保険・社会福祉事業者保険
保険の内容	【対人】 1名1事故 1億円 【財物】 1事故 1億円
賠償できる事項	訪問中の事故、家財破損等

当事業所の 連絡担当者	(氏 名) 中本 妙 (連絡先) 082-845-7717
----------------	--------------------------------------

(15) 人権の擁護及び虐待の防止のための措置

(1) 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のために次の措置を講ずるものとします。

- ①虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③その他、虐待防止のために必要な措置

(2) 事業所は、訪問看護サービス提供中に、事業所の従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報いたします。

(16) 身体拘束について

(1) 事業所は、身体的拘束等に関し、「なごみの郷 身体的拘束ゼロへのマニュアル」を定め、常に事業所内に周知徹底させ、身体的拘束ゼロを目指します。

- ・身体的拘束等の防止に向けて、事業所内で実施するカンファレンスにて関係従業者へ周知を図り、身体的拘束をゼロとします。また身体的拘束等による利用者及び介護者に対する弊害について適宜に全体会議の場を通じて関係従業者へ啓発します。
- ・身体的拘束等を行わないことで起こりうる事故等のリスクに対し、環境面等の整備を図り安全を確保できるように努めます。
- ・考え得るすべての代替的な方法を用いた上でも、利用者及び他の利用者の生命が危険にさらされる場合においては、所定の手続きを経たのちに、極めて限定的に身体的拘束等を実施する場合があります。

(2) 利用者の身体的拘束等を行なう必要性が生じた場合、次の内容に基づき検討を行います。

- ・利用者又は他の利用者等の生命及び身体が危険にさらされる可能性が著しく高いと判断された場合とします。
- ・身体的拘束等の行動制限を行なう以外に代替する方法が無いと判断された場合とします。
- ・身体的拘束等の行動制限が一時的なものであることとします。

(3) 事業所は、身体的拘束等を行う場合には家族代表者に対して説明し、なおかつ説明文書にて同意する旨の署名、押印を受けるものとします。

- ・事業所は、身体的拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画を作成し、身体的拘束等に関する説明書に基づいて利用者又は家族代表者に説明を行います。
- ・身体的拘束その他行動制限が行なわれている場合は、経観察記録を作成します。事業所は、その記録に基づいた経過を利用者又は家族代表者に説明を行います。
- ・事業所は、解消後の身体的拘束等の妥当性の検証作業の実施及びその記録を行います。

(17) サービスの利用にあたっての留意事項

- (1) サービス利用の際には、医療被保険者証等の提示をお願いします。
- (2) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
 - ① 訪問看護員は、年金の管理、金銭の貸借等の取り扱いはいたしかねますので、予めご了承ください。
 - ② 訪問看護員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- (3) 契約者及び家族との信頼関係をもとに、安心、安全な環境で質の高いサービスを提供できるように以下の例のような行為は禁止させていただきます。

<サービス従業者への禁止行為例>

○暴力又は乱暴な言動

- ・物を投げつける、刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
- ・怒鳴る、奇声、大声を発する、誹謗中傷 など

○セクシュアルハラスメント

- ・従業者の身体を触る、手を握る、腕を引っ張り抱きしめる
- ・性的な内容の発言（性的事実関係を尋ねる内容）、性的な嫌がらせ行為 など

○モラルハラスメント（道徳的に問題となる言動、態度）

- ・従業者の容姿や身体的なことを軽蔑する言動や態度
- ・従業者に対しての嫌味や侮辱するような言動や態度
- ・故意に無視したり、無理な仕事、要望を押し付けたりする行為 など

○カスタマーハラスメント

- ・正当な理由なく解雇を求める
- ・理不尽な苦情、執拗な指摘、対面や電話等による従業者の執拗な時間拘束など

○その他行為

- ・従業者の自宅の住所や電話番号を何度も聞く
- ・ストーカー行為
- ・従業者が恐怖を感じる行為 など

指定訪問看護サービスの提供の開始に際し、本書面に基つき重要事項の説明を行いました。

なごみの郷 訪問看護ステーション

説明者 【氏 名】 _____ ㊞

契約者は本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

本契約と重要事項説明を証するため、本書2通を作成し、事業者、契約者の記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

【契約者】 住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

【家族代表者】 住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

<事業者>

【所 在 地】 〒739-1731
広島市安佐北区落合五丁目25番8号

【法 人 名】 社会福祉法人 正仁会

【事業所名】 なごみの郷 訪問看護ステーション

【代表者氏名】 理事長 二宮 正則

訪問看護利用契約における個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

事業所が、介護保険法・健康保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、訪問看護サービスを円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合

2 使用にあたっての条件

- ①個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ②事業所は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等を記録しておくこと。

3 個人情報の内容（例示）

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が訪問看護を行うために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報
- ・認定調査票（85項目及び特記事項）、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ・その他の情報

〔 ※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。 〕

4 使用する期間 令和 年 月 日 から契約の完了日まで

令和 年 月 日

なごみの郷 訪問看護ステーション 様

（契約者）

住所 _____

氏名 _____ ⑩

電話 _____

家族代表者

住所 _____

氏名 _____ ⑩

電話 _____

（契約者との関係 _____）